

一般社団法人西条市SDGs推進協議会基金取扱規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般社団法人西条市定款第41条の規定に基づき、一般社団法人西条市SDGs推進協議会（以下「協議会」という。）の基金の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基金の種類)

第2条 本協議会への基金の拠出は、金銭に限るものとする。

(基金の募集)

第3条 本協議会が基金の募集を行うときは、理事会において、次の事項を定める。

- (1) 募集に係る基金の総額
- (2) 基金の拠出に係る金銭の払込みの期日又はその期間

(基金の申込み)

第4条 協議会は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 協議会の名称
- (2) 募集事項
- (3) 金銭の払込取扱場所
- (4) 基金の拠出者の権利に関する規定

2 募集に応じて基金の引受けの申込みをする者（以下「申込者」という。）は、本協議会が指定する申込書に必要事項を記載し、統括本部長に提出しなければならない。

(基金の割当て)

第5条 本協議会は、申込者の中から基金の割当てを受ける者及びその者に割り当てる基金の額を決定し、前々条第2号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の前日までに、申込者に割り当てる基金の額を通知する。

(拠出の履行)

第6条 前条の基金の割当てを受けた者は、第3条第2号の期日又は期間内に、本協議会の指定する口座に、割当てを受けた基金の全額を払い込まなければならない

(基金管理簿)

第7条 本協議会は、基金の募集の都度基金管理簿を作成し、次の事項を登録する。

- (1) 基金の拠出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 各拠出者が拠出した基金の額

2 基金の拠出者は、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所について変更が生じたときは、直ちに、変更後の事項を当法人に通知しなければならない。

(基金の取り崩し)

第8条 本協議会は、定款第4条に定める事業を実施するために、その全部または一部を取り崩すことができる。

2 前項に基づく基金の全部または一部の取り崩しは、収支予算に基づいて、総会の承認を得て行うものとする。

(基金の利息)

第9条 本協議会は、基金の返還に係る債権に利息を付さないものとする。

(返還の制限)

第10条 本協議会が破産手続開始の決定を受けた場合には、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第1項に規定する劣後的破産債権及び同条第2項に規定する約定劣後破産債権に後れる。

2 協会が清算法人となった場合には、基金の返還に係る債務の弁済は、その他の清算法人としての債務の弁済がされた後に行うものとする。

(返還の免責)

第11条 協会が基金の返還を行う場合には、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所宛にその旨を通知し、かつその基金の拠出者の指定する銀行の口座に振込みの方法により基金の返還を行えば、その基金に係る一切の債務についてその責任が免除されるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の基金取り扱い上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。